

# 同好会規程

## 第1章 名称ならびに所属

第1条 各同好会は北海道深川西高等学校同好会と称し、北海道深川西高等学校生徒会のクラブ委員会に所属する。

## 第2章 目的

第2条 同好会は生徒会の目的に則って会員の健全な心身を養成することを目的とする。

## 第3章 設立

第3条 同好会は同好者によって構成される。

第4条 同好会員は本校生徒会員とし各人の希望によってどの同好会にも加入でき、重複もできる。又、クラブに籍を置く者も加入できる。

第5条 同好会の設置はクラブ委員会がこれを管理する。

第6条 同好会の新設は発起人制として、発起人を含めて5名以上で大会参加可能人数をもって同好会の資格を有し、クラブ委員会と代議員会がこれを承認する。

第7条 同好会には顧問を必要とする。

## 第4章 活動

第8条 同好会の活動期間は4月1日より翌年3月31日までとする。

第9条 同好会の対外的な行事の参加はクラブ委員会の承認を必要とする。また、同好会の活動場所は、本校内を原則とする。

第10条 同好会は、年1回以上活動内容を発表する場を設ける。

## 第5章 会計

第11条 同好会費は個人負担とする。

第12条 同好会の会計年度は、4月1日より翌年3月31日までとする。

第13条 各同好会の予算決算はクラブ委員会の承認を要する。

付 則 この規程は昭和48年11月1日より施行する。

この規程は平成15年3月31日一部改正する。